

学童クラブ育成料等の見直しについて

資料4

1 育成料

育成料は、学童クラブを運営するにあたって必要となる運営費用の一部を保護者に負担していただくもので、国が示している水準は総事業費の2分の1を本来、保護者が負担すべき金額として将来的な目標としている。

各市の育成料の状況（令和2年度）

順位	自治体名	育成料月額	順位	自治体名	育成料月額
1	小金井市（※）	9,000円	9	清瀬市	5,000円
1	町田市（※）	9,000円	9	東久留米市	5,000円
3	国立市（※）	6,500円	9	武蔵村山市	5,000円
4	国分寺市（※）	6,000円	9	多摩市	5,000円
4	三鷹市	6,000円	9	小平市	5,000円
4	西東京市	6,000円	17	昭島市	4,500円
7	東村山市	5,500円	17	東大和市	4,500円
8	稲城市	5,200円	19	立川市	4,000円
9	青梅市	5,000円	19	羽村市	4,000円
9	府中市	5,000円	19	福生市	4,000円
9	調布市	5,000円	22	あきる野市	3,000円

※小金井市・町田市・国分寺市・国立市は税の課税標準額等に応じて育成料の額が変わる。

※八王子市・武蔵野市・日野市・狛江市は育成料に間食費を含んでいるため除いている。

※定額を採用している市の中では、本市の育成料は三鷹市と並び最上位となっている。

2 今後の検討・審議事項

(1) 事業運営経費の負担割合の検討

平成30年度から令和2年度（決算見込み）の負担割合

（事業運営経費及び負担割合）

	総事業費 （千円）	平均登録児 童数（人）	児童1人当 り月額（円）	内訳（千円）・負担割合					
				国・都		市		保護者	
平成30年度	584,755	2,024	24,075	319,614	54.7%	118,595	20.3%	146,546	25.1%
令和元年度	594,185	2,031	24,379	321,549	54.1%	122,793	20.7%	149,843	25.2%
令和2年度	708,175	2,022	29,186	360,130	50.9%	202,136	28.5%	145,909	20.6%

令和元年度までは一定の割合で推移していたが、入所者の増加などから、令和2年度は令和元年度と比較して、保護者の負担割合は4.6ポイント減少している。

今後も入所者の増加が見込まれ、保護者負担割合については、段階的に整理する必要がある。

## (2) 定額及び所得階層別の検討

定額（現行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人当たりの負担額は平等</li> <li>・低所得者への影響が考慮されていない</li> <li>・2人目以降の育成料は1人当たり半額</li> </ul>
所得階層別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税の課税標準額及び所得割額の検討</li> <li>・高所得者は児童1人当たりの負担額が増加</li> <li>・低所得者への影響が考慮される。</li> <li>・2人目以降の育成料軽減割合の検討</li> </ul>

定額では低所得者へ影響が考慮されておらず、所得階層別では低所得者への影響が考慮される。保護者の就労支援という学童クラブ事業を鑑み、育成料の算定方法を所得階層別の応能負担へ切り替えることを検討する必要がある。

## (3) 2人目以降の児童の育成料の検討

「(2) 定額及び所得階層別の検討」にあるように、所得階層別を検討するにあたり、2人目以降の児童の育成料についても、応益負担の観点から軽減割合の見直しを検討する必要がある。

各市の2人目以降の育成料の状況（令和2年度）

	自治体名	育成料月額 (第1子)	育成料月額 (第2子以降)		自治体名	育成料月額 (第1子)	育成料月額 (第2子以降)
1	八王子市	7,000	4,500	14	国分寺市 ※	6,000	6,000
2	立川市	4,000	2,500	15	国立市 ※	6,500	3,250
3	武蔵野市	8,000	6,000	16	福生市	4,000	2,500
4	三鷹市	6,000	3,500	17	狛江市	4,000	4,000
5	青梅市	5,000	2,500	18	東大和市	4,500	2,000
6	府中市	5,000	2,500	19	清瀬市	5,000	3,000
7	昭島市	4,500	3,000	20	東久留米市	5,000	2,500
8	調布市	5,000	2,500	21	武蔵村山市	5,000	3,000
9	町田市 ※	9,000	3,000	22	多摩市	5,000	2,500
10	小金井市 ※	9,000	9,000	23	稲城市	5,200	2,600
11	小平市	5,000	2,500	24	羽村市	4,000	2,500
12	日野市	6,000	3,000	25	あきる野市	3,000	3,000
13	東村山市	5,500	3,500	26	西東京市	6,000	3,000

※ 町田市・小金井市・国分寺市・国立市は、税の課税標準額等に応じて育成料の負担額が変わる。